

## 県有林に関する住民訴訟等についてのQ & A

### Q 1 県有地は誰のもので、どのくらいの面積がありますか？

県有地はすべて県民のもので、広さは東京ドーム 33,843 個分に当たる約 158,233 ha あります。このうち、訴訟で問題となっているのは約 440 ha です。

### Q 2 住民訴訟では、何を争っているのですか？

まず、訴訟の対象となっている県有地が「適正な対価（金額）」で貸し付けられていたのかが問題となっています。

もし、「適正な対価」で貸し付けられていなかったとしたら、過去の知事（平成 15 年以降に知事を務められた方で、亡くなられた方は除きます）や土地を借りている人（賃借人＝富士急行株式会社）に責任はなかったのか、などが争われています。

### Q 3 なぜ、「適正な対価」で貸し付けなくてはいけないのですか？

県民共有の財産ですから、本来、「適正な対価」で貸すことは当然ですが、法律でも『適正な対価』で貸し付けなければいけない」と決められているからです。

県などの地方自治体の財産管理のルールなどを定めた地方自治法という法律があります。この地方自治法には、〈条例や議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして、これを貸し付けてはならない〉という条文があります。もし、条例や議決がなく、「適正な対価」でない金額で貸し付けた場合は、地方自治法違反となり、契約が無効になってしまいます。

これは、山梨県に限らず、全国どこの自治体でも守らなければならないルール（法律）なのです。

### Q 4 住民訴訟の判決が出たらどうなりますか？

原告（訴えている人）は、被告（訴えられている人）である県に対して、過去の知事や県有地を借りている人（賃借人）に損害賠償請求又は不当利得返還請求をすべき義務があると訴えています。

もし、住民の訴えが認められれば、県は、過去の知事と、県有地を借りている賃借人に対して、裁判所が決めた損害賠償額又は不当利得額を支払うよう請求しなければなりません。

**Q 5 これまでの貸付料は「適正価格」なのですか？**

裁判の過程で、これまでの貸付料は「適正な対価」とは言えないことが判明しました。そこで、県は、裁判の勝ち負けにかかわらず、県有地貸付を適正なものにする作業を進めることにしています。

**Q 6 県は、判決に従わなければならないのですか？**

三権分立の下で、中立的な司法機関である裁判所の判断は、行政機関の県として最大限尊重すべきであると考えます。

ただ、県民の利益を優先する観点から、判決内容に納得できない場合は、高等裁判所へ控訴することもあります。

**Q 7 もし、県が裁判に負けたら、どうなりますか？**

県に対して過去の知事や賃借人に対して損害賠償又は不当利得返還の請求を命じる判決が確定した場合、知事は判決が確定した日から 60 日以内に、過去の知事や賃借人に対して、損害賠償金又は不当利得金の支払いを請求しなければなりません。

もし、期限内に支払われなかった場合、県は議会の議決を受けることなく、過去の知事や賃借人に対して訴訟を起こさなければなりません。

**Q 8 住民訴訟の関連訴訟に関して、どれ位の弁護士費用を予算に計上していますか？**

弁護士費用については、令和 3 年 2 月議会において次のとおり可決されました。

この提案理由によれば、着手金については、訴訟物の価格が具体的に確定していない段階では、旧日本弁護士連合会報酬等基準を参考にするのであれば、算定不能な場合の算定基準 8 百万円を用いることが現実的であり、それに基づいて算出した 4 9 万円に、事件の内容により、3 0 % の範囲で増額することができることとされていることから、最大の 6 3 万 7 千円、税込みで 7 0 万 1 千円とし、また、将来想定される訴訟に一定の期間がかかることを念頭に、債務負担行為の事項及び期間、必要となった場合の実費や報酬について、より詳細に明記し、限度額の範囲内で後年度の歳入歳出予算の計上も認めることととされています。

項 目	内 容
令和 3 年度一般会計予算(歳出)	7 0 万 1 千円
債務負担行為	<p><b>【事項】</b></p> <p>甲府地方裁判所平成 29 年（行ウ）第 6 号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟（同住民訴訟において争われている貸付契約が無効であることや貸付契約に対する法令の解釈適用などが論点として含まれる訴訟をいう。）について訴訟代理委任契約を締結（令和 3 年度に締結するものに限る。）</p> <p><b>【限度額】</b></p> <p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額と同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p> <p><b>【期間】</b></p> <p>令和 3 年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から 3 月後の日の属する年度まで</p>

**Q 9 県有林に関する住民訴訟等には、どのような弁護士が必要なのでしょうか。**

住民訴訟も富士急行が提起した訴訟も、県は訴えられた立場(被告)です。県は、こうした訴訟に対して、県民の利益を代表する立場で対応しなければなりません。

県有地に関連する裁判では、地方自治法をはじめ、民法や借地法など多くの知識が必要です。それらに精通した弁護士でなければ適切な主張ができません。

また、県はこの裁判の機会を通じて県有地の貸付を違法でない適正な状態に戻したいと考えています。すべての県有地は県民の財産であり、そこから得られる利益は正しく県民に還元されるべきだからです。

**ここまで読んでいただいて、ありがとうございます。**

**最後に一言、付言させてください。**

県議会でも議論がありました通り、確かに弁護士費用は驚くほど高額です。

しかし、このことは、その高い費用を必要とするほどに『県民が失っている利益が巨大』であることを意味します。弁護士費用は、『県民が失っている利益』の50分の1として計算されることを思い出してください（Q7で記しましたように、日弁連基準により着手金は訴訟対象の2%とされています）。

そして、今回の訴訟の行方次第では、この『県民が（これまで）失っている利益』は、『県民がこれから将来にわたって失い続ける利益』となってしまいます。

そして、何よりも、はじめから「適正な賃料」で貸していれば、そもそもこのような問題は生じなかったのです。